

武蔵野市地域防災計画

平成27年修正

武 蔵 野 市 防 災 会 議

武蔵野市地域防災計画

本冊

目次

本編

第1部 武蔵野市の総力を結集した地域防災力の高度化に向けて

1

第1章 計画の方針

1

第1節 計画の目的

1

第2節 計画の前提

1

第3節 計画の修正

1

第4節 根幹をなす計画等との関連

4

第5節 計画の習熟

5

第2章 武蔵野市の自然的・社会的条件

6

第1節 自然的条件

6

第2節 社会的条件

7

第3章 被害想定

12

第1節 首都直下地震等による被害想定

12

第4章 被害軽減と市民生活再生に向けた目標（減災目標）

21

第5章 市、市民及び事業者等の基本的責務と役割

30

第1節 基本理念

30

第2節 基本的責務

30

第3節 市・都及び防災機関の役割

32

第2部 災害予防計画

43

第1章 地震に強い都市づくり

43

第1節 地震に強い都市づくりの推進

44

第2節 都市空間の確保

46

第3節 道路等の整備

49

第4節 ライフライン施設の安全化

53

第5節 建築物等の不燃化・耐震化

62

第6節 ブロック塀等の安全化

65

第7節 落下物、屋外広告物等に対する安全対策

67

第8節 避難道路機能の確保

68

第9節 マンション等の集合住宅、高層建築物及び地下街の安全対策

69

第2章 出火・延焼等の防止

74

第1節 出火の防止と初期消火の強化

76

第2節 火災の延焼拡大防止

78

第3節 消防団による活動体制の充実

80

第4節 危険物施設、毒物・劇物取扱い施設等の安全化

82

第5節 文化財施設の安全対策

86

第3章 自宅で生活継続ができる自助の推進

88

第1節 市民による自助の備え

89

第2節 住宅の耐震化促進

89

第3節 家具の転倒・落下・移動の防止

91

第4節	3日分以上の水・食料等の備蓄の推進	93
第5節	自宅での生活を継続できる地域の仕組みの推進	94
第4章	共助の推進による地域防災力の向上	97
第1節	自主防災組織・避難所運営組織の強化	98
第2節	災害時地域支え合いステーションによる共助の推進	102
第3節	事業所防災体制の強化	104
第4節	市民・行政・事業所等の連携	105
第5節	ボランティアとの協働・連携	107
第6節	市民の防災意識の啓発と防災リーダー等の養成	111
第7節	防災訓練の充実	117
第5章	自治と連携による応急対応力の強化	122
第1節	初動態勢の強化	123
第2節	災害対策本部機能の充実	125
第3節	応急活動拠点等の整備	126
第4節	緊急輸送ネットワークの整備	132
第5節	市・事業所等のBCPの策定	135
第6節	救助・救急活動等の体制強化	136
第7節	応援協力・連携体制の強化	138
第6章	的確な情報伝達手段の確保	147
第1節	防災機関相互の情報収集・連携体制の整備	149
第2節	市民への情報提供体制の整備	152
第3節	市民相互の情報連絡の環境整備	156
第7章	帰宅困難者対策の充実	157
第1節	東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底	158
第2節	事業者・学校等における帰宅困難者対策	160
第3節	吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会の活動促進	164
第4節	帰宅困難者への情報提供体制整備	167
第5節	一時滞在施設の確保	167
第6節	帰宅支援体制の整備	172
第7節	帰宅困難者の子ども（園児・児童・生徒）等の保護	173
第8章	災害時医療救護体制の充実	175
第1節	災害時医療対策の見直し・充実	176
第2節	情報連絡体制の確保	180
第3節	医療救護活動の確保	181
第4節	医薬品・医療資器材の備蓄・調達	185
第5節	在宅療養者対策	186
第6節	慢性期医療対策・こころのケア等	187
第7節	遺体の取扱い	188
第9章	避難行動要支援者対策及び福祉避難所機能の充実	189
第1節	避難行動要支援者名簿の作成	190
第2節	避難行動要支援者の支援体制の構築	193
第3節	おもいやりルームの確保と福祉避難所の運用方法等の整備	196
第4節	外国人支援対策	202
第10章	避難者の多様なニーズに対応した支援の充実	205
第1節	避難所等の指定	206
第2節	避難所等の管理運営体制の整備	212
第3節	女性の視点や子育てニーズ等に配慮した避難者対策の推進	213
第4節	災害時におけるペット対策	217
第11章	飲料水・食料・生活必需品等の整備	221
第1節	飲料水等の供給	222

第2節	食料・生活必需品などの備蓄及び物資供給体制の強化	227
第12章	トイレの確保及びし尿処理・ごみ処理・がれき処理体制の整備	238
第1節	トイレの確保及びし尿処理	239
第2節	ごみ処理・がれき処理体制の構築	241
第13章	市民の生活の早期再建に関する体制整備	244
第1節	被災住宅の応急危険度判定	245
第2節	り災証明書の発行	245
第3節	応急仮設住宅の供給体制の整備	246
第4節	義援金の配分事務	248
第5節	災害救助法及び激甚災害法の適用にかかる報告体制の整備	248
第14章	原子力発電所事故等に伴う放射性物質対策の推進	249
第1節	情報連絡体制の整備	250
第2節	市民の不安払拭・安全確保のための対策	250
第3節	放射線等使用施設の安全化	254
第3部 災害応急対策計画		255
第1章	初動態勢・応急対応体制	259
第1節	武蔵野市災害対策本部の組織・運営	260
第2節	初動及び職員の活動態勢	266
第3節	防災会議の招集	279
第4節	防災関係機関の活動態勢	279
第5節	応援協力・連携体制	280
第6節	自衛隊への災害派遣要請	290
第7節	ボランティア等との協働・連携	293
第2章	情報の収集・伝達	297
第1節	情報連絡体制	298
第2節	災害警報及び注意報の発令・伝達	306
第3節	被害状況等の収集体制	306
第4節	広報及び広聴活動	311
第5節	災害時の放送	316
第3章	救助救急・消防・危険物対策	318
第1節	救助・救急活動態勢等	319
第2節	震災消防活動	321
第3節	危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置	325
第4章	警備・交通規制	331
第1節	警備活動（警視庁武蔵野警察署）	331
第2節	交通規制（警視庁武蔵野警察署）	332
第5章	緊急輸送	340
第1節	緊急物資輸送拠点	341
第2節	緊急道路障害物除去等	341
第3節	輸送車両等の確保	342
第6章	帰宅困難者対策	344
第1節	駅周辺での混乱防止対策	346
第2節	事業所等における帰宅困難者対策	351
第3節	帰宅困難者の子ども（園児・児童・生徒）等の保護	351
第4節	代替輸送手段の確保	353
第5節	徒歩帰宅者の支援	354
第7章	医療救護等対策	357

第1節	医療情報の収集伝達	360
第2節	初動医療体制	362
第3節	医薬品・医療資器材の確保	374
第4節	負傷者等の搬送体制	380
第5節	保健衛生体制	380
第6節	防疫	384
第7節	遺体の取扱い	387
第8章	避難行動要支援者等支援対策	395
第1節	避難行動要支援者への支援	395
第2節	「介護トリアージ（仮称）」の実施	398
第3節	おもいやりルーム・福祉避難所の開設・運営	401
第4節	外国人支援対策	402
第9章	避難者対策	405
第1節	避難体制	405
第2節	避難所等の開設・運営	409
第3節	避難者の多様なニーズに対応した支援	413
第10章	飲料水・食料・生活必需品等の供給	420
第1節	飲料水等の供給	421
第2節	食料・生活必需品等の確保	423
第3節	食料・生活必需品等の配布	425
第4節	調達物資の受入れ及び物資の輸送	428
第11章	トイレの確保及びし尿処理・ごみ処理・がれき処理	430
第1節	トイレの確保及びし尿処理	431
第2節	ごみ処理	432
第3節	がれき処理	433
第12章	ライフライン・公共施設等の応急・復旧対策	438
第1節	水道施設	439
第2節	下水道施設	442
第3節	電気・ガス・通信等	443
第4節	公共土木施設等	448
第5節	鉄道施設	450
第6節	社会公共施設等	451
第13章	市民の生活の早期再建	454
第1節	被災住宅の応急危険度判定	455
第2節	被災宅地の危険度判定	456
第3節	家屋・住家被害状況調査等	456
第4節	被災住宅の応急修理	458
第5節	応急仮設住宅の供給	459
第6節	建設資材等の調達	462
第7節	被災者の生活確保	462
第8節	義援金の配分	467
第9節	災害救助法の適用	469
第10節	激甚災害の指定	472
第11節	災害時出納	474
第14章	原子力発電所事故等に伴う放射性物質対策	476
第1節	情報連絡態勢	476
第2節	空間放射線量・放射性物質の測定	477
第3節	市民への情報提供等	478
第4節	放射線等使用施設の応急措置	478
第5節	保健医療活動	479

第6節 放射性物質への対応	479
---------------	-----

第4部 災害復興計画	481
-------------------	------------

第1章 復興の基本的考え方	481
第2章 復興組織・体制の整備	482
第1節 災害発生前	482
第2節 災害復興本部の設置	482
第3章 災害復興計画の策定	485
第1節 災害復興基本方針の策定	485
第2節 災害復興計画の策定	485
第3節 被災者総合相談所の設置	488

付編 東海地震事前対策	
--------------------	--

第1章 東海地震事前対策の考え方	497
第1節 東海地震事前対策の目的	497
第2節 基本的な考え方	497
第2章 災害予防対策	499
第1節 東海地震に備え整備する事業	499
第2節 広報及び教育	499
第3節 事業所に対する指導	501
第4節 防災訓練	503
第3章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応	505
第1節 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応	505
第2節 東海地震注意情報発表時の対応	508
第3節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報	510
第4節 注意情報時の混乱防止措置	510
第5節 注意情報の発表を受けた時の対応措置	510
第4章 警戒宣言時の応急活動体制	513
第1節 活動態勢	513
第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達	515
第3節 消防、危険物等対策	521
第4節 警備、交通対策	523
第5節 公共輸送対策	525
第6節 学校、福祉施設、病院対策	527
第7節 高層建築物、劇場、集会施設等対策	531
第8節 上・下水道対策	532
第9節 生活物資対策	533
第10節 金融対策	534
第11節 救援・救護対策	534
第5章 市民・事業所等のとるべき措置	536
第1節 市民のとるべき措置	536
第2節 自主防災組織のとるべき措置	538
第3節 事業所のとるべき措置	539

付編 風水害対策

第1章 応急活動体制の確立	541
第1節 職員の参集・配備	541
第2節 警戒態勢及び応急対策本部の設置	544
第3節 災害対策本部の設置	545
第2章 気象予警報の伝達	546
第1節 気象情報	546
第3章 応急対策活動	551
第1節 警戒態勢及び応急対策本部の活動	551
第2節 災害対策本部の活動	553
第3節 警戒期終了後の対応	553